

# 整備される学校施設

## 坪谷小の屋体完成近し



昭和45年 2月号

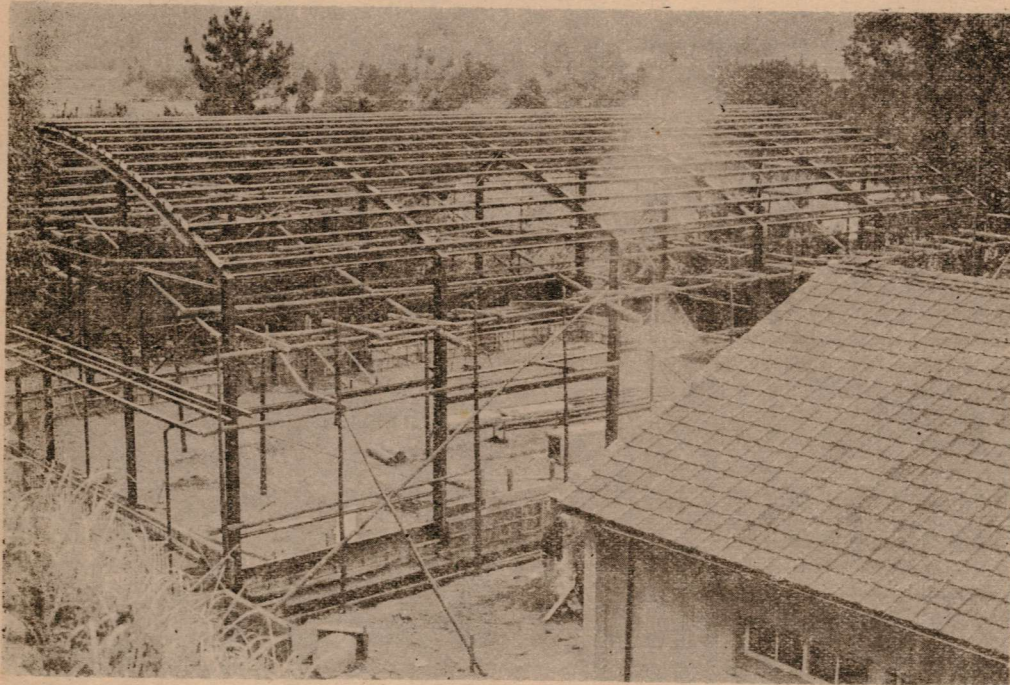
発行所 東郷町役場  
編集人

学校施設の整備については、かねてから早急に完備するように各方面よりの強い要望がなされているところですが、本町では、この要望に応じて学校整備の年次計画によりその実現に努力しているところである。

四十三年度には東郷小学校の屋内運動場、越表小学校へき地集会所の建設をいたしました。今年度は、坪谷小学校の屋内運動場を建設することで、ただ今その工事が着々と進んでおります。

この屋内運動場は、坪谷小学校舎の東側に、総面積三百三十平方尺(約百坪)、総工費九百六十五万円、四十四年十二月十二日着工したもので、その後工事は順調に進み、三月には完成する見通しです。坪谷小学校に屋内運動場が完成することによって、町内のすべての学校に体育館が完備されることになり、今までは、春や夏の雨、冬の霜どけなどによって、屋外運動場の使用が制限されていたのが解除されるわけで、子どもたちも思いきり動きまわると喜んでいます。

このほか、老朽校舎も年次改装され、四十二年に東郷中と坪谷中



に給食施設が完備して町内全校が完全給食を実施するようになり、心身ともに健康で明るい教育の場づくりはすすめられていきます。

将来も、さらに国の教育方針に従い、本町の実態にそった教育施設の整備と取り組んで行く計画ですが、これらと取り組み解決をは

かるには相当な財政負担と計画性を必要としますが、町の財政にも限度がありますので、長期的視野にたつて検討を加えて効率的な財政の運用をはかり、充分教育の効果があがるように努力してまいります。(写真は工事のすすんでいく坪谷小学校)

.....としておくこと便利です.....

### 点滴



### 早春

暦のうえではもう春ですが、まだまだ寒さはきびしく、冷たい風が吹きまわっています。各地でカゼがはやっておりますが、予防にはじゅうぶんの注意が必要です。もしカゼをひいてしまったらさじらせないうちに安静にし、早目に医師の診断を受けましょう。

▽冬のおわりのこの月を「きさらぎ(如月)」といいます。衣をさらぎに着る...という意味から衣更着がそのまま呼び名になったといわれますが、一説には「春二月は気候の変わりめなので陽気をさらに迎えることから、「気更に来たる」と、この呼び名ができた」と伝えられます。

▽この季節の変わりめを「節分」といいます。立春(四日)の前日の節分から始まる二十四節気は、わたくしたちの生活のうえでもまだ生きています。立春から数えて、八十八日目の八十八夜、二百十日目の二十十日などどくに農家の仕事の目安になっています。

二月という月は、逃げる月といわれるくらい、日のたつのが早く、あつという間に三月を迎えることとなります。入学、卒業、就職やら、陽春を迎える農作業の準備など、それぞれ手まわしよく片づけましょう。



# 成人おめでと

## 町内で百三十一人

成人おめでと。一月十五日は成人の日、町内では百三十一人が新成人となりました。町ではこの日役場議場で成人式を行ない成人証書と記念品としてカキの苗木を贈り成人を祝いました。

成人式では小野町長のあいさつ町議会議長、教育長、東郷中学校長、町婦協長、町青協長の祝辞がのべられたのち寺原正君（坪谷）が成人者を代表して宣誓、県社会教育課講師の前田義徳先生が「農村青年の生き方」と題し記念講演を行ないました。

成人の日には他人から祝福を受けると同時に、自らも自覚と責任において社会に貢献しなければならぬ新生の第一歩であるといえましょう。

年トス」と定めており、法律上独立の社会人としての地位が与えられたことになり、また、重要なものは選挙権が与えられ、関係などのすべてにわたって、未成年者の場合に与えられていた法律上の保護は、成年者に対しては取り去られ、独立の社会人としての自らの判断と責任において行動することが要求されます。

きびしい現実の社会で、社会人としての基本的な教養を身につけて主体性をもち、責任ある行動をとるよう今後の進路を祈ります。

## 成人の日を迎えて

二十歳の誕生日をむかえた時感じなかつた成人の喜びが去る衆議院議員選挙の入場券が届いたとき実感として湧いてきた。又一票を投じたとき社会人となった責任と誇りを全身に覚えた私である。

法律的には一人前の社会人になったとはいえず未熟な教養のなさを痛感するが責任ある社会人としての自覚と誇りをもって行動し又自らの教養を高めるよう努めます励まなければならぬと思う。先輩のみさんの温かい御指導を期待してやみません。

小野田 福良 早苗

## 鈴峰園便り

二月の声がかりますと水ぬるみ春近しの感じがいたします。町立鈴峰園のわたしたちも元気で新春の毎日を送っています。が、年末年始もいろいろご芳情をいただきましたこと感謝いたします。

老人福祉法が制定されて以来六年の歳月が流れ、ようやくその制度も確立され認識も深まってきた感があります。

町立鈴峰園も設立以来四年になりますが、その間町内外のみならずのご理解とご援助でようやく落ちついた暮しができるようになりました。したが、施設の内容はいろいろと整備充実しなければならぬことがたくさんあります。

限られた予算で思うどおりにい

- 二慰問ありがとう (敬称略)
- ▽みかん 黒木利男 (寺迫)
- ▽金一封 木村末治 (羽坂)
- ▽阿弥陀如来像 三浦淳(仲深)
- ▽杖十本 清水嘉作(羽坂老人クラブ)
- ▽漫画本 都甲幸之(小野田)
- ▽舞踊など 追野内婦人会九名
- ▽茶 甲斐直美(下渡川)
- ▽タオル 焼酎 黒木利夫、鍋尾和三郎(鶴野内)の二人でタオルと焼酎を贈ったのです。

関係を通じて連絡します。生産調整のための諸施策、とくに奨励金のこと転作の内容等については三月号に掲載します。

問題は前記のとおり生産意欲の停滞による大災を作ることなく、管理を充分に行ない反収の増加につとめることだと思っております。

以下次号

## 味本位の米づくりを

### 稲作縮小に奨励金

最近マスコミを通じて米の生産調整の問題が報ぜられ、農家の間では稲作の将来を憂慮し、今年の稲作に対する不信から生産意欲が停滞し手ごころをしようとする動きもあるように見られます。政府が考えている現在の情勢についてそのあらましをお知らせします。

米は日本人の主食であり、その豊凶は我々にとつて大事なことであつたわけですが、ところが国の高度経済成長政策により経済の急激な発展は国民食生活に大きな変化をおよぼし、数年のうちに米の生産と消費の間に重大な変化が起りました。特に長い間不足きみてあつた米が過剰の状態となり、政府手持の在庫は昨年十月には五百六十万トンになり、加えて四十四年産米の豊作により本年十月には

このように多量に生産されるようになったことは生産者の生産技術向上等努力の賜で、日本農業の底力のあらわれであるとわれわれは認めますが、国民が必要とする以上の米をこれ以上生産することは国家的に大きな問題であり、多くの財政負担が必要となりますので、政府としては生産過剰が依然として続き多量の過剰米がさらに累積するとは困難だといつて維持することは困難だといつてます。そこで需給の均衡を図ることが緊急の課題であり、米の需要拡大をはかる一方生産についても

需給に見合った生産をしようとするのが生産調整の基本的な考えです。そのために昨年度から転作にかかり今年より本格的に生産調整を農家の協力をえながら実施しようとするのです。

ところが稲作は農家経営の基幹であり、生産調整による縮小は困難であることなれども長期的な農業発展のため非常緊急措置として実施されるわけですが、従つて生産調整を行なつた水田は、需要の多い作物への転換、一時的な休耕等の方法により縮小したものに對し奨励金を交付することとなり、現在その額をめぐり農林、大蔵両省で交渉中です。従つて百五十万トンの生産調整ができれば食糧法は堅持するのとことですので、調整されない水田では味本位の稲作により経営の安定を図る事が必要です。現在の案では百五十万トンに對する本県の割当は五千五百、二月中に町付の配分も決定され

発展テンポの大きなうねりのなかで迎えた70年代いわゆる情報化社会の時代です。町民のみならずと町役場を結ぶ「町報東郷」ですみなさんとともに育ててゆきたいと思つて此叱咤激励をお待ちしています。

しみじみ

けふ降る雨はささささの春のはじめの雨にあらずや 牧水



成人の誓いをのべる寺原君

最近マスコミを通じて米の生産調整の問題が報ぜられ、農家の間では稲作の将来を憂慮し、今年の稲作に対する不信から生産意欲が停滞し手ごころをしようとする動きもあるように見られます。政府が考えている現在の情勢についてそのあらましをお知らせします。

米は日本人の主食であり、その豊凶は我々にとつて大事なことであつたわけですが、ところが国の高度経済成長政策により経済の急激な発展は国民食生活に大きな変化をおよぼし、数年のうちに米の生産と消費の間に重大な変化が起りました。特に長い間不足きみてあつた米が過剰の状態となり、政府手持の在庫は昨年十月には五百六十万トンになり、加えて四十四年産米の豊作により本年十月には

このように多量に生産されるようになったことは生産者の生産技術向上等努力の賜で、日本農業の底力のあらわれであるとわれわれは認めますが、国民が必要とする以上の米をこれ以上生産することは国家的に大きな問題であり、多くの財政負担が必要となりますので、政府としては生産過剰が依然として続き多量の過剰米がさらに累積するとは困難だといつて維持することは困難だといつてます。そこで需給の均衡を図ることが緊急の課題であり、米の需要拡大をはかる一方生産についても

需給に見合った生産をしようとするのが生産調整の基本的な考えです。そのために昨年度から転作にかかり今年より本格的に生産調整を農家の協力をえながら実施しようとするのです。

ところが稲作は農家経営の基幹であり、生産調整による縮小は困難であることなれども長期的な農業発展のため非常緊急措置として実施されるわけですが、従つて生産調整を行なつた水田は、需要の多い作物への転換、一時的な休耕等の方法により縮小したものに對し奨励金を交付することとなり、現在その額をめぐり農林、大蔵両省で交渉中です。従つて百五十万トンの生産調整ができれば食糧法は堅持するのとことですので、調整されない水田では味本位の稲作により経営の安定を図る事が必要です。現在の案では百五十万トンに對する本県の割当は五千五百、二月中に町付の配分も決定され

発展テンポの大きなうねりのなかで迎えた70年代いわゆる情報化社会の時代です。町民のみならずと町役場を結ぶ「町報東郷」ですみなさんとともに育ててゆきたいと思つて此叱咤激励をお待ちしています。

しみじみ

けふ降る雨はささささの春のはじめの雨にあらずや 牧水

# 歩行者も交通ルールを

## 無理するな 遠くに見えても車は速い

年末から年始にかけては毎年交通事故が増加するのを例としていますが、とりわけ今年の正月以降からの事故は目にあまるものがあります。

交通事故は、運転者、歩行者のちよつとした不注意により、被害者本人はもとよりその家族や友人知人など多くの人々を悲しみのどん底に突き落しています。このような交通事故に対しては、はげしい憤りをおぼえずにはおられません。

安全な措置がとれることになるからです。歩道のあるところでは、その右側でも左側でもかまいませんが、前か来る人のじやまにならないように歩きましょう。

●雨の日や夜間の交通安全

雨の日には傘や雨合羽で周囲が

見えにくい、車からの見とおしが悪い、道路がすべつて車がとまりにくいなどの悪い条件が重なつてきます。また、夜間は歩く人も運転する人もライトが目くらむ、近くに来ている車も案外遠くに見えるなど昼間には考えられないような危険が生じてきます。

そこでこうした雨の日や夜間はできるだけ道路の右側を歩く、目につきやすい白っぽい持物を持つなど細心の注意を払いましょう。

敏しような動作

道路での交通といえは、ほとんどが歩く人ばかりであつた明治以前の時代とちがつて、現在の交通はすべてがスピードアップされています。従つてそのスピードのリズムからはずれない行動をとる人がおられます。当然交通の流れをさまたげるばかりでなく、恐ろしい交通事故の原因となりかねません。車のスピードに對して歩行者も敏しような行動をとるよう、ふたんから努めるようにいたしましょう。また幼い子どもの道路への飛

び出しも交通事故の主な原因です。幼い子どもの交通事故は親の責任でもあります。

交通戦争などということばは、すでに耳新しいものではなくあります。交通事故は天災ではありません。努力のしようでは必ず防止できるはずですが、東郷町から、我が国から交通事故がなくなるよう、みんなで努力いたしましょう。

## もうすぐ一年生

子どもたちの教育やしつけに對する母親の関心が、いまほど高まってきた時代はあります。しかし、幼い子どもに對する知識が深く、期待が大きくなるにつれて、無理に子どもに背のびをさせようとする傾向も目だつてきました。

就学前の子どもに、小学生と同じようなことを教えようとし、字や数を機械的に学ばせたり、字の傾向もできたらうです。わたしたちは子どもに對して、いたづらに気をつかない、無理な学習に追いやるようなことをしてはならないのではないのでしょうか。字を書かせたり、読ませたり、数を教えさせたりすることは、おのずから限度があります。それよりもっとたいせつな、せひしつけをおいてほしいことがたくさんあります。登校にあつたときの交通の問題、排泄のしつけ、正しい話し方や聞き方の態度など、就学前にぜひ身につけておいてほしいことがたくさんあります。そうしたことを、就学前に指導しておいてこそ、就学後の子どもたちの生活が楽しく、明るくすすんでいけると思っています。

子どもたちの教育やしつけに對する母親の関心が、いまほど高まってきた時代はあります。しかし、幼い子どもに對する知識が深く、期待が大きくなるにつれて、無理に子どもに背のびをさせようとする傾向も目だつてきました。

就学前の子どもに、小学生と同じようなことを教えようとし、字や数を機械的に学ばせたり、字の傾向もできたらうです。わたしたちは子どもに對して、いたづらに気をつかない、無理な学習に追いやるようなことをしてはならないのではないのでしょうか。字を書かせたり、読ませたり、数を教えさせたりすることは、おのずから限度があります。それよりもっとたいせつな、せひしつけをおいてほしいことがたくさんあります。登校にあつたときの交通の問題、排泄のしつけ、正しい話し方や聞き方の態度など、就学前にぜひ身につけておいてほしいことがたくさんあります。そうしたことを、就学前に指導しておいてこそ、就学後の子どもたちの生活が楽しく、明るくすすんでいけると思っています。

## 郷土の今昔(1)

いつ頃からこの地に人間が住んだか詳かでないが、町内の各地区から縄文土器などが出土している。その中でも五、六千年前、すでにわたたくし達の遠い祖先が住んでいたことは確かである。

この時代は山野に狩猟してけものを狩り、河川に魚をあさり、草根、果実を採取して生活。平なところを焼畑として簡単な農業を営むに至つたのであろう。

こうした生活を幾代か経てこの生活に一大革命を与えたものは大陸文化の輸入で水田の耕作の始められたことである。

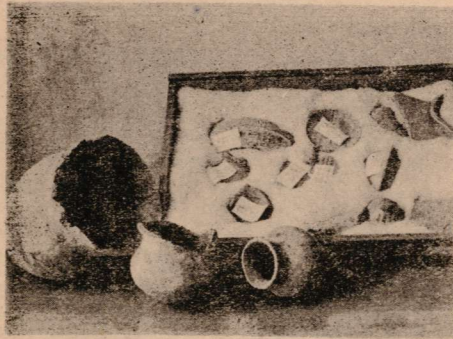
縄文時代の次は弥生時代である。この時代に使用した土器、石器も町内各地から出土している。この時代は土器、石器の外に銅製器具を使いはじめた時代で「金石併用時代」とも呼んでいる。住居は竪穴式であるが、住居跡はまだ本町では発見されていない、銅製品は

銅鐵が鶴野内の上の原から出土している。神武天皇時代に使用されたもので、本県内では数個しか発見されていない貴重な文化財である。

弥生時代の次が鉄器時代である。鉄器時代は古墳と古墳と古墳とが連続して見られる。本町では未だ発見されない。古墳は山陰古墳、鶴野内古墳、日田尾古墳が昭和十年宮崎県から

田から出土している。時代が少し降つての土器である須恵器の破片は坪谷、越表、小野田地区から出土している。その技法は朝鮮から伝わったもので、山陰神社に奉納の「かめ」は須恵器である。

メンヒルは寺迫に二基あつたそうだが開拓のためとら壊わされてしまった、惜しいことである。



史跡として指定を受けている。山陰古墳は山陰神社境内に在る円墳である。規模は小さいが、この型のものをめぐらしている、この型の古墳は県下でも珍らしい古墳である。と先年調査に来町された県文化財専門委員の高正晴氏は説明された。今から一四〇〇年前につくられた古墳である。大切に保存しなければならぬ文化財である。

古墳からの出土品はないが、当時の曲玉や頸飾りは鶴野内や小野

田から出土している。時代が少し降つての土器である須恵器の破片は坪谷、越表、小野田地区から出土している。その技法は朝鮮から伝わったもので、山陰神社に奉納の「かめ」は須恵器である。

メンヒルは寺迫に二基あつたそうだが開拓のためとら壊わされてしまった、惜しいことである。

成人おめでと。一月十五日は成人の日、町内では百三十一人が新成人となりました。町ではこの日役場議場で成人式を行ない成人証書と記念品としてカキの苗木を贈り成人を祝いました。

成人式では小野町長のあいさつ町議会議長、教育長、東郷中学校長、町婦協長、町青協長の祝辞がのべられたのち寺原正君（坪谷）が成人者を代表して宣誓、県社会教育課講師の前田義徳先生が「農村青年の生き方」と題し記念講演を行ないました。

成人の日には他人から祝福を受けると同時に、自らも自覚と責任において社会に貢献しなければならぬ新生の第一歩であるといえましょう。

年トス」と定めており、法律上独立の社会人としての地位が与えられたことになり、また、重要なものは選挙権が与えられ、関係などのすべてにわたって、未成年者の場合に与えられていた法律上の保護は、成年者に対しては取り去られ、独立の社会人としての自らの判断と責任において行動することが要求されます。

きびしい現実の社会で、社会人としての基本的な教養を身につけて主体性をもち、責任ある行動をとるよう今後の進路を祈ります。

成人の日を迎えて

二十歳の誕生日をむかえた時感じなかつた成人の喜びが去る衆議院議員選挙の入場券が届いたとき実感として湧いてきた。又一票を投じたとき社会人となった責任と誇りを全身に覚えた私である。

法律的には一人前の社会人になったとはいえず未熟な教養のなさを痛感するが責任ある社会人としての自覚と誇りをもって行動し又自らの教養を高めるよう努めます励まなければならぬと思う。先輩のみさんの温かい御指導を期待してやみません。

小野田 福良 早苗

鈴峰園便り

二月の声がかりますと水ぬるみ春近しの感じがいたします。町立鈴峰園のわたしたちも元気で新春の毎日を送っています。が、年末年始もいろいろご芳情をいただきましたこと感謝いたします。

老人福祉法が制定されて以来六年の歳月が流れ、ようやくその制度も確立され認識も深まってきた感があります。

町立鈴峰園も設立以来四年になりますが、その間町内外のみならずのご理解とご援助でようやく落ちついた暮しができるようになりました。したが、施設の内容はいろいろと整備充実しなければならぬことがたくさんあります。

限られた予算で思うどおりにい

歩行者の安全に必要な三つの基本条件

●対面交通

歩道と車道の区別のないところでは、道路の右側端を歩くことが正しい歩き方です。これは人と車が向かいあって通ることになるのでおたがいに相手をいち早く発見することができ、それぞれ早目に



改正された国民年金

年金で生活できる

年金額の大幅引上げ 所得制限緩和 新しい制度の導入

救われる 未加入者長期滞納者 さかのぼって納められます
国民年金の老令年金をもうらうた
めには、最低二十五年(昭和五年
四月一日以前に生れた者は、年齢
に忠じて十年まで短縮)必要です
しかし、加入しなければならぬ
四十六年
四月から引上げ
老令年金二・五倍に
今回の国民年金法の改正により
現在受給している年金、また、こ
れから受ける年金の額が大幅に増
額されました。年金で生活できる
ほどをという要望にさらに一歩近
づいた引上げです。四十六年四月
から支給される新しい年金額は左
の表のとおりです。

Table with 3 columns: 種類 (Type), 旧年金額 (Old Pension Amount), 新年金額 (New Pension Amount). Rows include 老令年金 (Old Age Pension), 所得比例年金 (Income Proportional Pension), 障害年金 (Disability Pension), 母子(遺児)年金 (Mother/Orphan Pension), 老齢福祉年金 (Old Age Welfare Pension), 障害福祉年金 (Disability Welfare Pension), 母子福祉年金 (Mother Welfare Pension), 準母子福祉年金 (Sub-Mother Welfare Pension).

内容については先号でもお知らせ
しましたがあらまはつきのと
おりです。より多くの年金を受給
するために今すぐ手続きをして
ください。

ができませんので、将来年金がも
らえませんが、国民みんなが年金を
もらう昔年金時代からとり残さ
れようとしていたこれらの人々は
今回の法改正で救われます。この
時効によって納められなくなつて
いる期間の保険料について新しい
四百五十円の保険料を納めればよ
いという特例が設けられました。
この取り扱いができるのは
昭和四十五年七月一日から
昭和四十七年六月三〇日まで
です。

Table titled '保険料額の変更経過' (Insurance Premium Change Process). Columns: 35歳以上 (35 years and over), 35歳未満 (Under 35). Rows: 月額 (Monthly amount), 期間中の計 (Total for period), 合計 (Total). Includes a note about insurance premium changes for those who have not yet paid.

待ちかねた 高令者の加入再開
すぐに手続きを...
六十才からですが、加入す
る時の年令によって、六十才
を過ぎる人もあります。
新しく加入する人のいろいろ
(五年年金と呼んでいます)
・保険料(月額)七百五十円
・かける期間(加入期間)五年
・かける保険料総額四万五千円
・もうらう年金額 三万円
※保険料免除はできないので注
意して下さい。
なお、他の年金制度とあわせて
十年になれば、その時点で通算老
令年金がもらえるようになります
継続加入する人のいろいろ
(前に一度加入したことのある
人で、一度やめたがまた加入する
人、十年年金と呼んでいます)
・保険料(月額)四百五十円
・かける期間(昭和三十六年四
月分から昭和四十六年三月分
まで)

所得比例制度の実施
通常保険料のほかに、申し出て
この所得比例保険料月額三百五十
円をかけたれば所得比例保険料納入
月数に百八十円をかけた金額が老
令年金に加算されます。
所得比例年金の額は
十年 二万一千六百円
二十年 四万四千四百円
三十年 六万七千四百円
四十年 九万四千四百円
五十一年 十二万四千四百円
この金額が老令年金に加算され
ます。高令任意加入の新しく加
入する人は、この保険料はかけ
られません。
この所得比例制度は今年の十月か
ら実施されます。

夫婦で繭二千キロ 鶴野内の松岡さん
ととも松岡さんは町内最高の収量
を続けてきていましたが、それでも
現状に満足せず、農閑期には夫
婦そろって技術の習得に打ち込み
繭の増産に余念のないなかの
努力家です。東郷町は最近養蚕熱
が非常に高く、現在百四十戸の養
蚕農家が年間三万六千箱、三千四
百万円の収入をあげ、年々規模拡
大の方向が打ち出されています。
今後開拓パイロット事業の実施に
ともない年間販売一億円を目標に
した大養蚕地帯としての発展が期
待されるだけに、今回の受賞は町
全体の喜びとしてお祝しいたい
思います。

植付けは今からが適期

くぬぎ実生林の育成法

一、適地
くぬぎは光線のよくあたること
を好む陽樹で、かつ深根性で、
土地に対する要求度も高い。した
がつてその適地は光線のよくあ
る東面、南面などで、土地が肥沃
でやわらかく、かつ土地が深いこ
ろということができる。適地に
植えないと順調に生育せず、幹も
萎縮したものととなり、また枝が横
に広がって幹がまっすぐに伸びな
いので、ときには台切をしなけれ
ばならないようなことになる。
二、植付
幹の部分には普通の苗では三十
〜四十センチ、根元径十センチ以上の大苗
では植えたときに幹部が十センチ程度
地上に出るように切りちぢめる。
床替え苗や、根切りなどをした根
系のしっかりした苗はかならずし
も切りちぢめないでよい。小苗を
切りちぢめすぎると、出てくる萌
芽が小さいので被圧されやすく、
下刈の際に見つけにくく誤伐し
やすい。大苗の場合も、雑草の繁
茂のはげしいところでは、目じる
しの棒などを立てて誤伐しないよ
うにする必要がある。根元は十五
〜二十センチ切りなおして、切口の
ゆ合をはやめる。東白杵郡の一部
では、幹を寝せて植付けている人
もいるようであるが、多少工程が
あがるという面はあっても、他に
は特にすぐれていると思えること
もないようであるので、植付の基
本にかえて、大きな植え穴を深
くほって植付け、直根の成長が充
分できるようにする。
植付け時期は二〜三月の早春が

よく、一ヘクタール当り三千本か
ら四千本植えとする。
三、施肥
くぬぎは肥培の効果が大きいの
で植付け時に施肥をした方がよ
い。くぬぎは杉などにくらべると
多少肥えかけの危険性は低いよ
うであるが、肥料が直接根にふれな
いように充分注意することはいう
までもない。施肥量は、植付けた
後でその植え穴の上に施肥をする
ときは一本当りチツソ十二グラム
リンサン八グラム、カリ八グラム
が標準となつていて、植え穴底
に肥や植え穴混合施肥のように根
の近くに施肥するときはこの半量
程度を施肥すればよい。その後も
二〜三年連続して施肥をしてくぬ
ぎが順調に生育するようにする。
四、下刈
植付け後四〜五年は年に一〜二
回の下刈を要する。最近杉やひの
き林では除草剤を使用する場合も
あるが、くぬぎは広葉であるので
ほとんどの除草剤に対して抵抗性
が弱く使用できない。また杉など
にくらべて植栽木が見わけにくい
ので、誤って切つてしまわないよ
うに注意を要する。
五、除伐
下刈終了後二年に一回程度つ
る切を兼ねて目的外の樹種を除伐
する。とくに主伐前の除伐は樹勢
を旺盛にし、萌芽の発生をよくす
る率化する。従来この除伐にかわる
ものとして、くぬぎが他の雑木に
比べて火に強いという性質を利用
して火入れをしていた地域もある

が、雑草木除去についての効果は
大きいものがあるにしても、周囲
に針葉樹木が増えてきた現在、山
火事の危険性も増えてきたし、地
力の低下も大きいと考えられるの
でやめる必要があると思う。
六、台切
台切とは植栽した苗が病害虫や
損傷などのために、あるいは土地
が浅かったり、地力がないなどの
理由により健全に生育しない場合
に、その植栽木を地際から切断し
て、あらためて旺盛な萌芽を発生
させ、健全な林木に育てあげよう
とするものである。この台切につ
いて一部の人は植栽したくぬぎ林
は二〜三年経過したらすべて実施
すべきであるといっているが、植
付け時に苗木の地上部を切りつめ
て植えたもの、密植しているもの
あるいは順調に生育しているもの
まで台切することは、無駄なこと
であるので、やむを得ない場合の
措置にとどめたほうがよい。した
がつて台切をしないですむように
よい苗をいねいに植え、施肥を
して樹勢を強め、利用伐期に達し
たらなるべく早く伐採して萌芽更
新に移るのがよい。やむを得ず台
切をするときは春期萌芽前になる
べく地際から切断して、充分な施
肥もあわせておこなうがよい。
七、伐期
くぬぎ林はあくまでも萌芽更新
によるものであるから、植栽木を
植栽し放しただけでなく、利用伐期
に達したらなるべく早く伐採して
萌芽更新に移るのがよい。現在で
は十五〜二十年で胸高直径十四〜
内外となつて伐採利用されている
が、よい苗木が生産され、施肥も
行われるようになり管理もよくな
ると、十〜十五年で利用できるよ

うになるものと思われる。
八、伐採の注意
萌芽更新における伐採は、更新
の良否に直接に影響するのでこの
点を考えた作業が必要である。
(1)伐採跡地整理
伐木残材が伐り株をおおつてい
たり、利用価値のない灌木類を残
したり、また、ササ類の多いところ
では、これらの被いんによって
萌芽力がいぢりるしく弱くなるの
で萌芽の発生前にこれらを伐採整
理して、伐根に充分光線があたる
ようにしておく。
(2)小径木の取扱
ときには択伐の意味で小径木を
切り残す人がいるが、小径木の多
くは被圧のためにおくれたものが
多く、樹形も繊細なものが多いの
で、たとえこれらを伐り残しても枝
葉を拡張して樹形を整え、樹勢を
回復して、残存木として目的を達
する可能性はほとんどなく、むしろ





### 転入 届の励行

毎年三月から四月にかけて転入転出者が最も多い時期です。昨年一年間に本町に転入した人は四百十五名で、転出した人七百六十七名でこのうち三月と四月に転入、転出した人は四百八十四名で全体の約四十一%にあたります。これは、中学、高校を卒業して就職のため町を離れるからでしょう。

### 車の保険は大丈夫?

自動車(バイクを含む)は自動車損害賠償保険法によって、自動車損害賠償責任保険(強制保険)に加入していなければ運転することはできません。これに違反しますと六月以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられるばかりでなく、万一その自動車は他人に対して死亡とか傷害の交通事故をおこした場合、損害賠償の全額負担しなければなりません。この強制保険は交通事故をおこした場合に当然加害者として支払わなければならない損害賠償の負担をカバー(死亡最高五百万円、傷害最高五十万円、後遺症五百万円、十九万円)するために設けられた制度です。もしこの保険に加入していないと損害賠償を全額負担しなければならぬばかりでな

住民基本台帳法という法律がありますがこれには「住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない」と規定されています。この法律によって、役場には住民基本台帳をそなえた、各種行政事務の処理の基礎として、相当の役割を果しており、住民係としては、記録を正確に行なうために努力しております。

町民のみならず、住所、又は世帯主の変更等があった場合には必ず届出をして下さい。住民基本台帳に基づいて、選挙人名簿の登録、住民税の課税、国民健康保険の加入、学台簿の作成等がされます。

届出には、印鑑、国民健康保険証、転出入証明書が必要です。住民税住民係

く、無保険者運転の刑罰も受けなければなりません。

保険は各保険会社、農協で取りあつかっています。無保険者の運転はぜったいしないよう、今一度あなたの車の保険契約書を確かめてみてください。

### 税相談のお知らせ

昭和四十四年分の所得税の確定申告は二月十六日からはじまります。確定申告は、一年間の所得とそれに対する税額を自分で計算しそれを確定申告書に記載して税務署に提出する納税上の大切な手続きです。

延岡税務署では、所得税の確定申告と納税の相談を二月下旬に、役場において開催いたします。また、この日は、事業税の確定

### 香典返し

福瀬故高尾二助殿の死去に際し御遺族高尾為久殿より香典返しがありました。ここに謹んで故人の冥福をお祈りしますとともに、社会福祉に役立たせていただきます。

東郷町社会福祉協議会

### 婦人学級の開設受付中

教育委員会で今年度開設予定の部落学級の希望を受付中です。現在、寺迫、福瀬、仲野原、越表で栄養学級、一般教養学級として開設しておりますが、他の部落ではいかがでしょうか。

四十五年度は、もっと多くの学級が開設できるよう、また、一人でも多くの主婦が参加していただきますようお願いしております。くわしくは町教育委員会まで

### 受話器の設置場所を

農村集団自動電話の架設工事は着々とすすんでいますが、今月中旬頃より、各家庭に受話器の措置つけ工事も始まります。電話を設置する家庭ではあらかじめ受話器を置く場所を決めておいてください。

申告の相談もおこなわれますが、該当者にはそれぞれ通知いたしますので、相談を受けてください。三月上旬には、町民税の申告説明会を開催する予定です。日時場所等くわしいことは、後日お知らせいたします。

官公庁や銀行などに提出される国税などの納税証明書が必要とされる方はなるべく早目に、おそくとも二月中旬までに請求されますようお願いいたします。

### 書初展入選者

昭和四十五年書初展が一月十四日から十六日までの三日間、役場講堂で開催されました。

町内の小、中学生の力作百点余りが出品され、宮崎大学の小川深水先生の審査で次のとおり入選者が決まりました。

- 【特選】町長賞和田寿佳子(東郷小六年)、教育長賞 和田史寿(東郷小四年)、議町会議長賞 矢野一彦(東郷小二年)
- 【金賞】本多由美子(東郷小一年)、寺原秀基、佐々木真理(東郷小三年)、佐藤祐子(東郷小五年)、平塚千幸(東郷小六年)、段美千代(東郷中一年)、寺原順子(東郷中二年)
- 【銀賞】川島えちこ(坪谷小一年)、直野吉範(福瀬小一年)、若林久美(東郷小二年)、井上敬治

### 戸籍だより

#### 十二月届出分

#### 出生 おめでと

赤ちゃんの名	父の名	部落
矢野 まち代	光 雄	小野田
都 甲 健二	祐 吉	〃
甲 斐 樹一郎	善重郎	仲 深

#### 結婚 おめでと

氏 名	部 落
谷 口 幸 廣	福 瀬
稲 田 順 子	八 重 原

#### 死亡 ご冥福を祈ります

### 寺原康隆(東郷小三年) 川島登

(坪谷小三年) 山田田鶴子(坪谷小四年) 白川英子(東郷小五年) 畝原由美、三原牧子、井脇和代(東郷小六年) 小林由美子 寺原しげ子(東郷中一年) 岩田かずみ(東郷中二年) 中野千穂(坪谷中二年)

【銅賞】小林宏司(福瀬小一年) 段和代、川辺陽子(東郷小二年) 稲田啓子(坪谷小三年) 新名美智子(福瀬小三年) 横山宗太郎(坪谷小四年) 糸平富士子(東郷小五年) 三浦洋子(坪谷小六年) 寺原早百合、佐藤八千代(東郷小六年) 池田幸代、小野弘子(東郷中一年) 稲田範子(坪谷中二年) 那須久美子(坪谷中三年)

【佳作】黒木義久(東郷小一年) 外

氏 名	年 令	部 落
岩 見 リヲ	八 四	鶴野内
黒 木 次郎	六 二	〃
稲 田 定松	八 〇	坪 谷
日 高 マリ	七 三	下渡川
谷 岡 シカ	八 六	越 表
三 浦 シカ	六 一	仲 深
山 上 ツ 旭	八 七	越 表
川 戸 サミ子	五 五	鶴野内

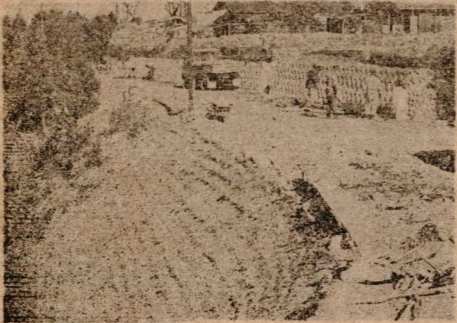
人 口	45年1月1日現在
男	3.603人
女	3.932人
総 数	7.535人
世帯数	1.790世帯



# 町の話題

## 改良すむ町道

町道東郷橋～稲葉野線のうち見通しの悪かったワラビノ地区の改良工事がすすんでいます。延長120Mの区間を幅員4Mに拡幅改良する工事で、完成すれば人も車も安心して通れるでしょう。



## 稲葉野で巡回診療

1月16日、田野稲葉野で日赤のへき地診療があり、高血圧、神経痛を訴える人が診療を受けました。これは県が日赤に委託して44年4月から2ヶ月に1回巡回診療を行なっているものです。



- 【町長賞】田代静夫(本部) 小林喜三(第一部) 谷口幸広(第二部) 佐藤五一(第三部) 清水樹(第四部) 那須武義(第五部) 川崎吉孝(第六部) 高瀬秋三(第七部) 那須英一(第八部) 稲田護(第九部) 稲田博(第十部) 酒井京一郎(第十一部)
- 【副賞】小野三千樹、寺原孝彦(本部) 村田定久、外田強(第一部) 田辺英雄、長池伸喜(第二部) 森木忠作、成表米夫(第三部) 高山幸治、松原美生(第四部) 海野行男、吉田親善(第五部) 中里強川上静徳(第六部) 黒木正人、新名敏広(第七部) 西口幸三、中田鶴男(第八部) 甲斐倉一、奈須憲行(第九部) 高原常光、稲田英憲(第十部) 矢野明、権葉政美(第十一部)
- 【人命救助により日向警察署長感謝状】都甲昭(第一部)

# 春は火災が発生しやすい

## 28日から全国火災予防運動

春は気象条件の悪影響によって火災が多く発生しやすく、また大火になりやすいことから、全国一斉に春の火災予防運動が行なわれます。実施期間は2月28日から3月13日までの2週間で、この運動は林野火災の防止、就寝、外出時の火の元点検などを重点事項として実施されます。みんなで火災を未然に防止しましょう。

## 火の取扱いは注意して

☆林野火災の防止  
今年一月十六日に尾鈴山腹南側で山林火災が発生し、杉など三十畝を焼いています。  
山林火災の原因としては、たばこ、たき火、火入れなど人為的な失火がほとんどを占めています。特に次の点に注意し、山火事の発生を防ぐように努めましょう。  
一、林内作業者や一般入山者は、たき火、たばこの吸がらなど、火気取扱について充分警戒すること。  
二、造林地ならし、畦焼き、原野などの火入れはできるだけ避けるようにし、やむをえず火入れを必要とするときは、火入れの許可を受けた後に行なう。また、火入れにあたっては消防団などの協力をえて体制を整え、気象状況に留意し、作業終了後も残り火に充分注意して入念な後始末をすること。

☆火の元点検  
年々増加している火災による死者は、夜間の火災において最も多く発生しており、とくに寝入りばなと熟睡中に多いようです。これは睡眠中のため、火災の発生に気づかなかつたり、また気づくこと  
三、火災警報が発令されているときは、その他火災発生の際の恐れがあるときは、火気の取扱いをきびしくすること。

## 寒風について消防始式

頃、訓練を充分発揮することができ、その成績も見事なものでした。東郷農協下での模法大会では、標的が落ちるたびに歓声が上がり「今は何秒じやった。」と時計を見つめる素人審査員もいました。

一、成績  
【総合の部】一位 第一部、二位 第二部、三位 第四部  
【操練の部】一位 第二部、二位 第三部、第八部、三位 第一部  
【標的落下の部】一位 第十部、二位 第三部、三位 第一部、第四部

二、表彰  
【県知事賞】甲斐秋義(第一部長) 【県消防協会賞】矢野森一郎(本部長) 直野邦嗣(第二部長) 若藤健(第四部長) 河野政和(第六部長) 橋口恵(第七部長) 那須秀敏(第九部長)

【県消防協会日向支部長賞】池田保(第三部長) 寺原英男(第五部長) 田原友房(第十部長) 第十一部



消防始式の一せい放水

# 四十三年度歳入歳出決算

## 十二月町議会で認定さる

四十三年度東郷町の一般会計及び特別会計の決算が、昨年十二月の定例町議会で認定されました。四十三年度予算は四十三年三月に成立しましたが、年度途中において、明治百年記念事業、干害慮急対策、防除機具購入補助、農免道路予定線設計委託、耕地災害復旧事業、土木災害復旧事業、県道舗装負担などの事業を実施することになり、それに必要な経費に充当するために予算の補正を行なっています。

決算の規模は、一般会計における歳入総額二億六千五百六十六万三千円、歳出総額は二億五千八百四十四万六千四百円で歳入歳出差引額は千三百八十一万七千円です。

特別会計においては、国民健康保険事業勘定で歳入総額五千六十八万四千円、歳出総額四千五百五十七万八千円、差引額五百一十万六千円、ブルドーザ運用事業は歳入総額二百二十七万七千円、歳出総額百九十一万二千円、差引額百八十六万五千円、簡易水道事業では歳入総額四百九十一万九千円、歳出総額四百五十三万九千円、差引額三十七万二千元、農業共済事業の農作物共済勘定は歳入総額六百九十九万四千円、歳出総額五百五十四万六千円で差引額一百四十四万八千元、蚕繭勘定は歳入総額三十八万八千円、歳出総額三十二万三千円、差引額六万五千円、家畜勘定は歳入総額四万七千八百円、歳出総額二百六十八万五千円、差引額百五十八万五千円、業務勘定は歳入総額四百八十二万九千円、歳出総額三百三十三万九千円、歳出総額三百三十三万九千円、差引額百六十八万六千円となつています。

## 建設事業費に 八千四百万円

四十三年度一般会計の決算状況などについては、別表のとおりですが、決算額は前年度に比べ歳入については三千九百五十五万六千円の減となつています。  
その構成比を見てみると歳入では地方交付税が最も高く、ついで財産収入、町税が高くなつており前年度繰越金の減を財産収入で補った結果となつています。  
歳出では、これを性質別にみると従来どおり建設事業費が最も多く八千四百五十三万三千円の三十三・四割となつていますが物件費、補助費などの額はこれに比較すると低くなつています。しかしながら給与改定による人件費の増、諸物価の上昇による物件費などの経常経費は前年度に引きつづき増加を示しています。

## 昭和43年度決算状況

区	分	昭和42年度 千円 決算額	昭和43年度 千円 決算額	増減額 千円
1.	歳入総額(A)	311,149	265,663	
2.	歳出総額(B)	290,902	251,846	
3.	歳入歳出差引残額(A)-(B)(C)	20,247	13,817	
4.	翌年度へ繰越すべき財産(D)	154		
5.	実質収支(C)-(D)(E)	20,093	13,817	
6.	財政再建等未償還元金(F)			
7.	再差引(E)-(F)	20,093	13,817	
8.	単年度収支(G)	△ 18,607	△ 6,431	
9.	積立金(H)	2		
10.	繰上償還金(I)			
11.	積立金とりかずし額(J)			
12.	実質単年度収支(G)+(H)+(I)-(J)	△ 18,605	△ 6,431	

## 歳入構成表

区	分	昭和42年度 千円 決算額	昭和43年度 千円 決算額	増減額 千円
町	税	30,581	31,350	11.8%
	娯楽施設利用交付税金	1,310	1,629	0.6%
	自動車取得税交付金		2,051	0.8%
	臨時地方特別交付金	314		△ 314
	地方交付税	79,915	93,408	35.2%
	交通安全対策特別交付金		85	0.03%
	分担金及び負担金	2,377	1,247	0.5%
	材料及び手数料	1,950	2,019	0.8%
	国庫支出金	17,363	18,051	6.8%
	県支出金	38,292	18,822	7.1%
	財産収入	28,614	51,524	19.4%
	繰入金	8,374	3,243	1.2%
	繰上入金	38,700	20,248	7.6%
	繰上債	38,879	6,787	2.5%
	債	24,500	15,200	5.7%
合	計	311,149	265,664	100.0%

## 目的別歳出構成表

区	分	昭和42年度 千円 決算額	昭和43年度 千円 決算額	増減額 千円
議	会務	8,388	9,174	3.6%
総	衛生	34,000	48,283	19.2%
民	生	22,325	24,860	9.9%
衛	生	5,258	8,252	3.3%
労	働	6,163	7,566	3.0%
農	水	86,975	41,936	16.7%
商	産	367	519	0.2%
土	工	41,110	32,564	12.9%
消	木	3,333	4,557	1.8%
教	防	71,540	55,302	22.0%
災	育	1,591	5,130	2.0%
害	復	9,777	11,775	4.7%
公	債	75	1,928	2.7%
諸	支			
支	出			
計	計	290,902	251,846	100.0%

## 性質別歳出構成表

区	分	昭和42年度 千円 決算額	昭和43年度 千円 決算額	増減額 千円
人	件	60,808	73,362	29.1%
物	修	28,621	34,322	13.6%
維	持	2,799	3,405	1.4%
扶	助	6,862	7,760	3.1%
補	費	13,187	15,516	6.2%
助	費	10,007	11,769	4.7%
公	積	2	0	0%
積	立	2	0	0%
投	資	275	6,873	2.7%
資	及	720	648	0.3%
貸	付	9,203	2,867	1.1%
普	通	152,060	84,053	33.4%
通	建	1,591	5,394	2.1%
災	害	4,767	5,877	2.3%
復	復			
業	業			
費	費			
計	計	290,902	251,846	100.0%